

【事例1】の解説

○ この事例は、売却した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地を売却していますので、長期譲渡所得（一般分）に当たります。税金の計算の対象となる長期譲渡所得の金額は、下記の「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」で計算し、次のとおりとなります。

Table with columns: 収入金額(譲渡価額) 50,000,000円, 取得費 (2,500,000円 + 1,770,000円), 譲渡費用, 長期譲渡所得金額 45,730,000円

○ また、土地の売却などにより合計所得金額(6、9ページ参照)が1,000万円を超える場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けることはできません。したがって、この事例では、給与について年末調整で適用を受けている「配偶者特別控除」の適用をしないで納める税金(所得税及び復興特別所得税)の計算をすることとなります。納める税金(所得税及び復興特別所得税)の計算は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」で行いますので、次ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。この事例の納める税金(所得税及び復興特別所得税)の額は、7,056,700円となります。

【事例1】 土地(共有)を売却して譲渡益が算出されるケース

私は、共有(持分2分の1)で所有していた先祖伝来のT市××町6-8-41の宅地(実測368.70㎡、公簿350.00㎡)を、共有者とともに総額1億円で売却しました。

買主との売買契約は、平成29年7月19日に締結して、手付金として2,000万円を受領し、同年9月13日に残金8,000万円を受領するとともに、宅地を買主に引き渡しました。

また、この土地を売却する際に、仲介手数料3,304,800円、測量費205,200円及び売買契約書に貼り付けた収入印紙代30,000円がかかりました。

この代金や費用(譲渡費用)は、全て各人の持分(2分の1)に応じて受け取り又は支払っています。

私は、土地を売却(譲渡)した収入以外に、給与(収入金額670万円)があり、給与については、年末調整で「配偶者特別控除」の適用を受けています。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています(詳しくは24ページ参照)。

1 「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」を作成します。

売買契約書に記載された物件の所在地を書いてください。

売却直前の現況で該当するものをチェックしてください。該当するものがない場合には、「その他」欄に書いてください。

実測して売却した場合には、その実測面積も書いてください。

売却直前の利用状況で該当するものをチェックしてください。該当するものがない場合には、「その他」欄に書いてください。

「売買契約日」は、売買契約書の契約年月日を書いてください。「引き渡した日」は、通常、登記に必要な書類などを買主に交付して、最終代金を受領した日となります。

この事例のように、お売りになった土地や建物が共有だった場合には、あなたの持分と他の共有者の方の住所・氏名及び持分を書いてください。

譲渡代金の総額を書いてください。共有の場合には、持分に応じた譲渡代金を書いてください。譲渡代金のほかに、譲渡から年末までの期間に対応する固定資産税及び都市計画税(未経過固定資産税等)に相当する額の支払を受けた場合には、その額を譲渡価額に含めて書いてください。

手付金、残金などの別々に書いてください。譲渡代金のうち、未収金がある場合には、その未収金の総額と受取予定年月日を書いてください。

平成29年1月1日以後に転居された方は、( )内に前の住所も書いてください。

Main form for '譲渡所得の内訳書' with multiple pages (1面, 2面, 3面) containing personal information, transaction details, and tax calculation tables.

該当するものをチェックしてください。該当するものがない場合には、「その他」欄に書いてください。

購入代金や譲渡費用などを書ききれない場合には、適宜の用紙に書いていただき、この「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」に添付してください。

相続や贈与により取得した土地や建物をお売りになった場合には、被相続人や贈与者の購入年月日と購入価額が、この土地や建物の購入年月日と購入価額になります(33ページ参照)。

また、相続や贈与により取得した場合の登記費用なども取得費に含まれます。

なお、この事例では、先祖伝来の土地を売却していますので、購入価額が譲渡価額の5%相当額に満たないものとして、その取得費を譲渡価額の5%相当額(「概算取得費控除の特例」33ページ参照)で計算しています。

5%相当額の計算は、「購入(建築)先・支払先」欄を適宜使用して書いてください。

Tables for '譲渡(売却)された土地・建物の購入(建築)代金' and '譲渡(売却)するために支払った費用' with detailed data and calculations.

譲渡費用には、仲介手数料、測量費、売買契約書に貼り付けた収入印紙代など、譲渡のために直接要した費用を書いてください(33ページ参照)。

なお、修繕費や固定資産税など資産の維持・管理に関するものは譲渡費用に含まれません。

8ページで説明する第一表の「所得から差し引かれる金額(所得控除額)」の中には、あなたの平成29年分の合計所得金額(6、9ページ参照)に基づき、その控除額の計算及び控除の適用の可否を判定するものがあります。

この事例のように、土地や建物に係る譲渡所得がある場合の合計所得金額は、この「C 差引金額」欄の金額と6ページの第一表の「所得金額」「⑨合計」欄の金額の合計額になります。

二つ以上の契約がある場合には、それぞれについてこの「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」を1枚ずつ使用してください。この場合、譲渡所得金額の合計額は、いずれか1枚に二段書きで記載してください。